

食品の自主回収及び苦情相談等について(令和6年(2024年)8月分)

(1) 食品の自主回収について

熊本市保健所管内の自主回収情報は次の通りです。

なお、全国の詳細については厚生労働省のホームページ内の「[自主回収報告制度\(リコール\)に関する情報](#)」をご覧ください。

	届出日	商品名	健康への危険性の程度*	回収理由	回収方法
1	8/20	しっとりオレンジケーキ	CLASS II	食品衛生法に違反するおそれ:カビによる汚染	・HP、自社店舗掲示により周知 ・郵送及び店頭回収
2	8/27	鯨千切ベーコン	CLASS II	食品衛生法違反:大腸菌群陽性	・販売先を通じ小売店等への回収告知 ・郵送回収

* CLASS I :喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合
CLASS II :喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合
CLASS III :喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合

(2) 食品等に関する苦情相談について

熊本市保健所では、消費者等からの「食品等に関する苦情相談」を受けています。
令和6年(2024年)8月分の事例の中から紹介します。

	相談内容	対応等
1	店舗の天井がカビだらけ	【相談内容】 利用した飲食店の天井がカビだらけでとても気持ちが悪かった。 【状況確認】 もともと雨漏りのある店舗だったが、梅雨時期に雨漏りが悪化。加えて、エアコンの故障により結露が発生し、天井にカビが生えてきたとのこと。発生したカビについては適宜拭き掃除を行っている。 【保健所からの指導内容】 ・雨漏りによるカビのほか、天井の換気扇、そうざい陳列場所の上部ライトにホコリの蓄積が確認されたため、清掃を指導した。

気温が高い日が続き、食中毒警報が発令されています。食材の温度管理には十分ご注意ください。

【カビによる食品の汚染について】

8月には、今回紹介した事例のほかにも、漬物にカビが生えていた事例もありました。製造所の天井、エアコン等の清掃が不十分で作業中にカビが落下混入したものと考えられます。
気温が高く、湿度が高いこの時期はカビの生育にとって理想的な環境となります。食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露によるカビの発生を防止するとともに、結露による水滴により食品等を汚染しないよう適切に換気を行うようにしましょう。

カビによる食品汚染を防ぐポイント

- ・適切な換気(結露の発生を防ぐ)
- ・天井、ダウンライト、エアコンフィルタ一等の清掃